

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	自動車検査独立行政法人の事務・事業の見直しに伴う税制上の所要の措置				
税 目	検討中（見直しの方向性による）				
要 望 の 内 容	<p>平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、自動車検査独立行政法人については、平成 23 年度以降、「自動車安全特別会計の見直しの一環として、法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一体化するなど、大幅な効率化を図る。また、軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討し、実施する」こととされていること等を踏まえ、運輸支局の検査・登録業務と自動車検査独立行政法人の業務を一体的に担う新法人を設立することとしている。</p> <p>この新法人の円滑な設立や安定的な業務運営を図るため、税制上の所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="874 943 1493 1032"> <tr> <td data-bbox="874 943 1222 1032">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 943 1493 1032">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、自動車検査独立行政法人については、平成 23 年度以降、「自動車安全特別会計の見直しの一環として、法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一体化するなど、大幅な効率化を図る。また、軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討し、実施する」こととされていること等を踏まえ、運輸支局の検査・登録業務と自動車検査独立行政法人の業務を一体的に担う新法人を設立することとしている。</p> <p>この新法人の円滑な設立や安定的な業務運営を図るため、税制上の所要の措置を講じる必要があるため。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	
		政 策 の 達 成 目 標	
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	
	政 策 目 標 の 達 成 状 況		
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	
		要 望 の 措 置 の 効 果 見 込 み (手 段 と し て の 有 効 性)	
	相 当 性	当 該 要 望 項 目 以 外 の 税 制 上 の 支 援 措 置	
		予 算 上 の 措 置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	
		上 記 の 予 算 上 の 措 置 等 と 要 望 項 目 と の 関 係	
要 望 の 措 置 の 妥 当 性			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		